

要介護認定制度の見直しについて(参考資料)

老健局 老人保健課

要介護認定とその変遷

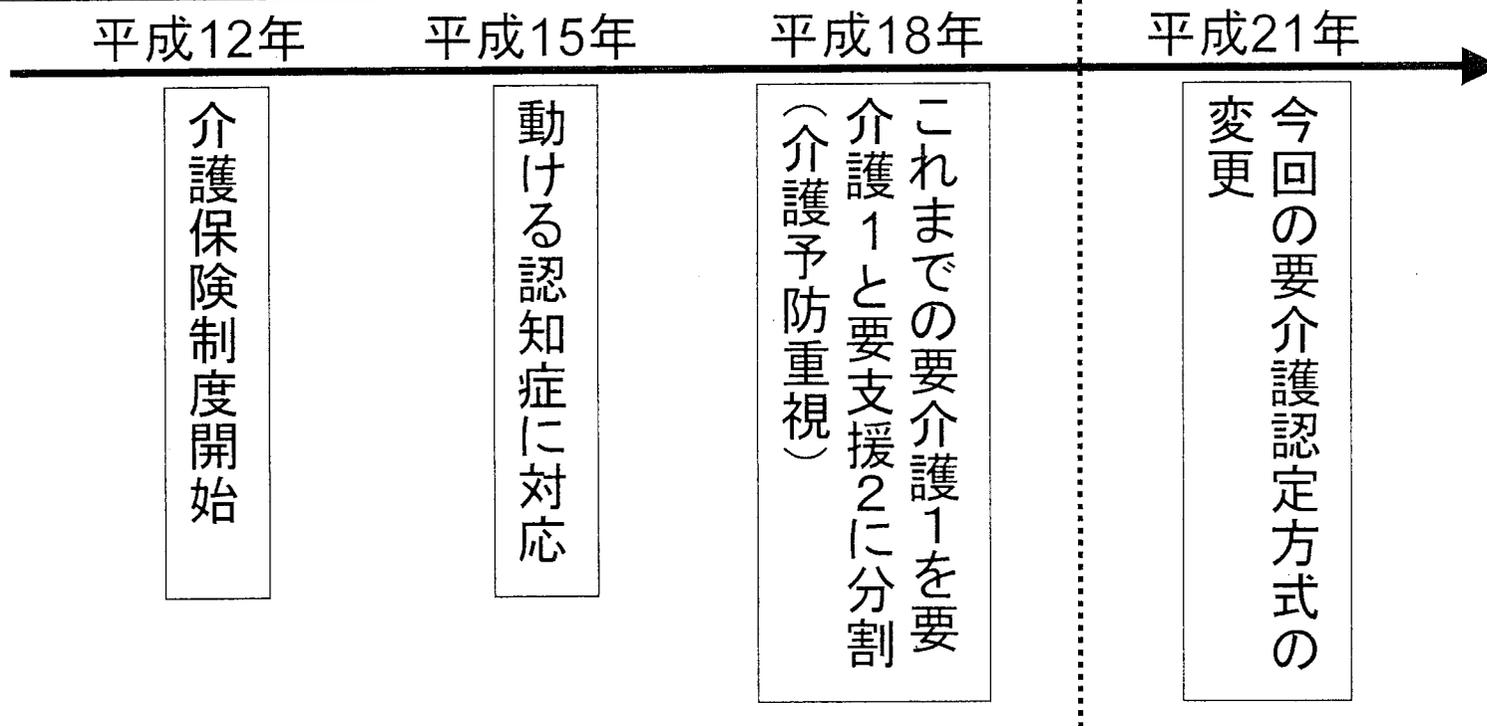
要介護認定の基本的な考え方

ケア時間: 本来ならば申請者ごとにタイムスタディ(48時間)が必要



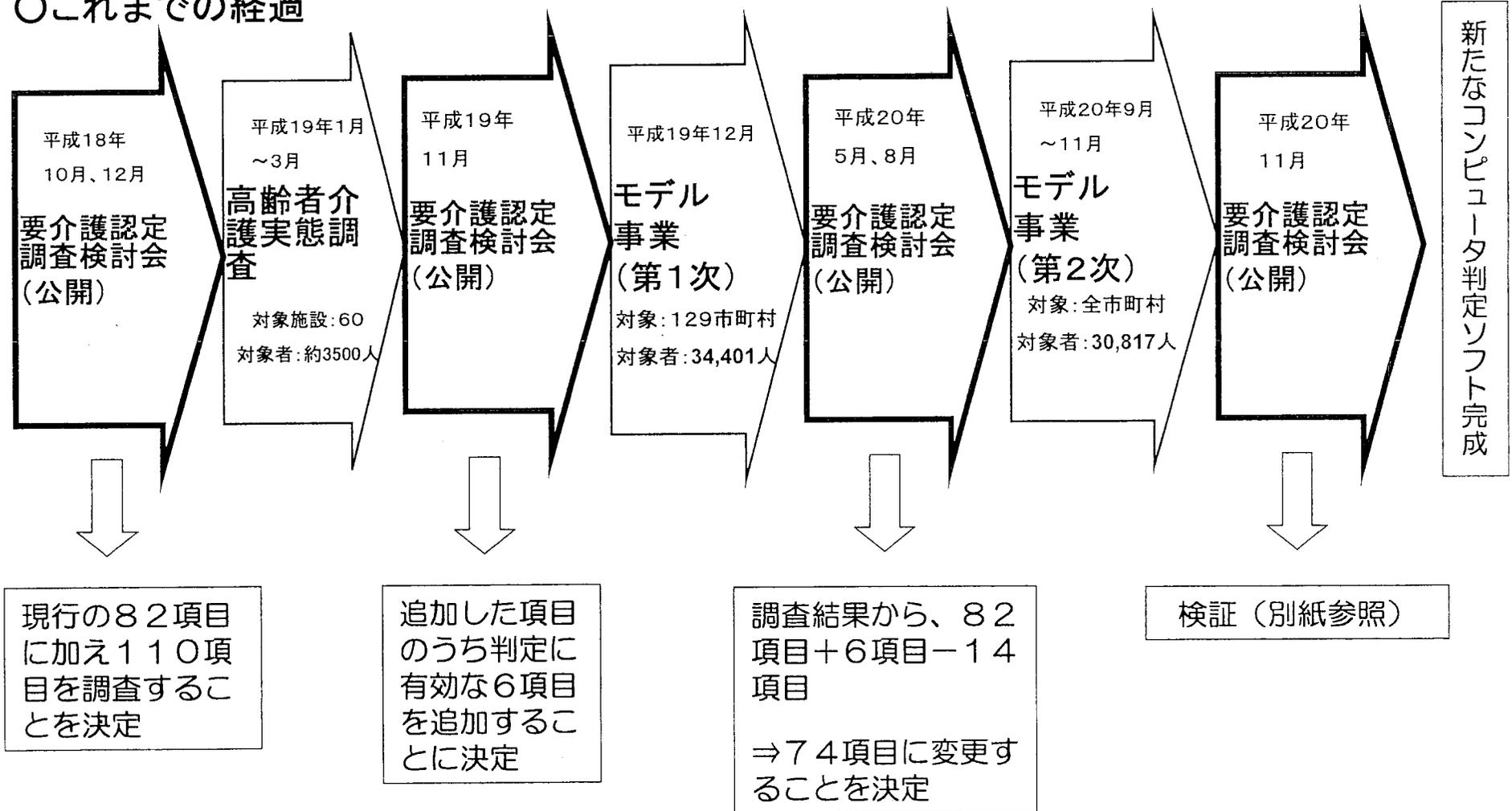
代替案として認定調査でケア時間を推計

要介護認定の変遷

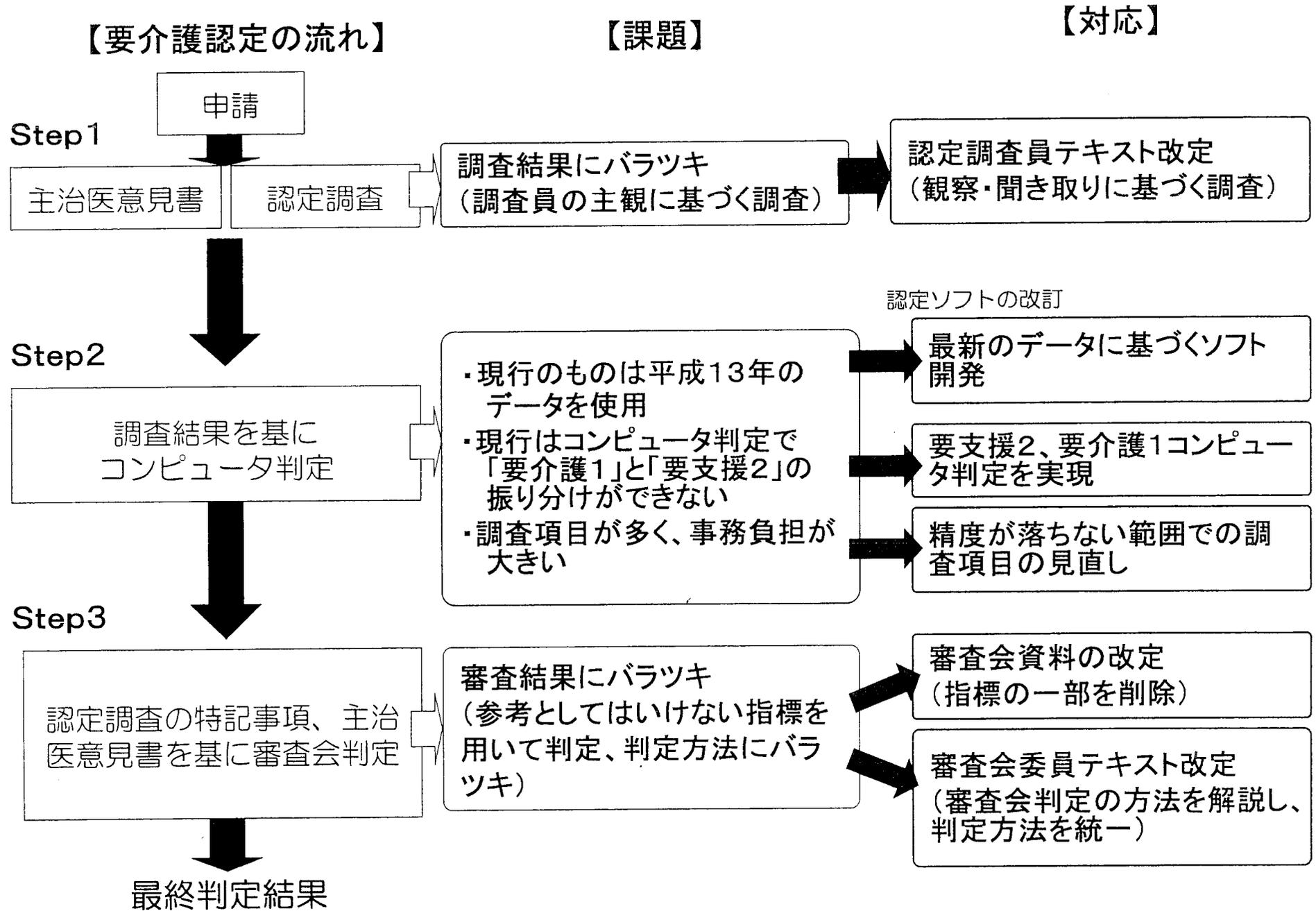


平成21年度コンピュータ判定ソフトの改訂について

○これまでの経過



要介護認定の流れと平成21年度改正における3つのステップ改善点



認定調査のバラツキの軽減と検証結果

(旧) 現行：調査員の主観が入ることがある。

例) 整髪について、頭髪がない場合には調査員があると仮定して判定



(新) 変更：観察、聞き取りを基に行う。

例) 整髪について、頭髪がない場合には介助なし（自立）と判定し、特記事項に「頭髪がない」旨を記載

特記事項が不十分な場合あり。

バラツキなし

特記事項増加

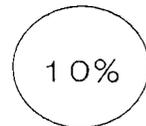
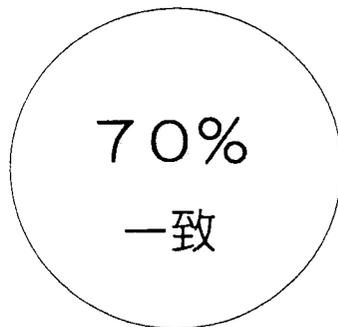
コンピュータ判定

審査会による判定

検証

新旧での比較

平成19年度老人保健健康増進等事業



軽度に判定



重度に判定

より適切な二次判定を実現

結果的にモデル事業より10%程度重度に判定されることが見込まれる。

まとめ

検証方法とその結果

○コンピュータ判定で要介護5は6.1%から4.9%に減少（審査会判定では要介護5は6.0%から5.7%に減少幅縮小）

○現行とモデル事業と比較し審査判定で要介護度別の出現頻度に差を認めない

検証方法とその結果

○老人保健健康増進等事業で、旧テキストと新テキストを比較

70%
一致

10%軽度へ

20%重度へ

改定内容

認定ソフト(調査項目82→74等)

審査会資料(指標の一部を削除)

認定調査テキスト(ブレが生じる定義を見直し、特記事項の重要性強調)

審査会テキスト(特記事項から適切な要介護度を判定する方法を解説)

コンピュータ判定

要介護5から軽度に判定されるのは1.2%

審査会判定

要介護5から軽度に判定されるのは0.3%

新認定テキスト導入で10%程度は重度に

審査会テキスト導入により更に適切な判定へ

今後の対応について

① 通知の発出

- ・ 新たなテキストに基づく特記事項の記載の励行
 - ⇒ 審査会の重視
- ・ 審査に不服がある場合への対応強化
 - ⇒ 市町村における窓口対応の強化
 - ⇒ 対処法（審査請求、区分変更）の周知徹底
 - ⇒ 自治体での迅速な対応を依頼

② 制度改正後の検証（要介護認定実態調査）

- ・ 新旧の制度の各要介護度の構成割合の比較 など

認定調査のバラツキに伴う審査判定結果(要介護度)のバラツキのイメージ

(旧)現行

(新)変更後

